

『緑の循環』認証会議（SGEC）森林認証基準・指標

基準	指標
基準1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定	1.1 土地、森林資源などの所有者・管理者が明確であること
	1.2 対象森林の所在場所別面積、人工植栽に係る森林の区別（人工林、天然林別）、樹種又は林相、林齢及び立木材積が明らかな森林調査簿類が常備されていること。
	1.3 対象森林の位置が、現地及び図面上で明瞭であること。
	1.4 森林計画制度の森林施業計画あるいはそれに準じた管理計画が樹立されていること。管理計画の中で、森林所有者等が自らの意志で、持続可能な森林の管理・経営に関する人工林のみでなく、天然林についても、地域の特性を考慮し適切な管理計画が樹立されていること。
	1.5
基準2 生物多様性の保全	2.1 生物多様性保全のための計画は、ランドスケープレベルの管理方針が定められているとともに、主要な森林タイプについて林分レベルの管理方針が定められていること
	2.2 対象森林内で生物多様性の確保に重要な構成要素（原生林、天然林、里山林、草地、湿地、沼、農地など）が地図上で明らかにされ、それらの管理方針が定められていること。
	2.3 希少種、危急種、絶滅危惧種及びその生息地の保護が図られていること。
	2.4 下層植生を含め自然植生の保護に努めること。
基準3 土壌及び水資源の保全	3.1 伐採に当たっては、風が強く当たる尾根筋、水系及び道路沿いには適切な保護樹帯を設けていること。
	3.2 森林の伐採集運材に当たっては、近隣の水資源や土石流防止機能などへの影響を考慮し、地表面の保護が図られるよう慎重に配慮されていること。
	3.3 林業機械に用いる、燃料、オイルその他汚染物質および農薬など化学物質が水系に流出しないよう注意を払うこと。
	3.4 林道等の開設に当たっては、水土保持に細心の注意を払うこと。
基準4 森林生態系の生産力及び健全性の維持	4.1 伐採量は森林の機能区分別に指定された森林施業計画認定基準の範囲内であり、適正に配置されていること。 大面積皆伐は避け、可能な箇所では、非皆伐施業を行う。 また林産物資源の収穫は、それが持続できるよう定められていること。
	4.2 伐採後は計画期間内に確実に更新されていること。伐採跡地などの人工更新は、施業の履歴を踏まえて、適地適木の原則が守られていること。
	4.3 天然林についても、的確な更新作業が行われていること。
	4.4 期間内における保育計画が明らかであり、現地の実態に応じて適切に行われていること。
	4.5 必要に応じ間伐が的確に実行されること。
	4.6 森林の病虫獣害に対する適切な防除・対策が図られていること。
	4.7 山火事に対する適切な予防と被害への対処が図られていること。
	4.8 農薬など化学物質の使用については、法令などを遵守し、かつ必要最小限の用途にとどめていること。

『緑の循環』認証会議（SGEC）森林認証基準・指標

基準 5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組	5.1	日本の全ての法律および日本が調印した全ての国際条約や合意を遵守すること。
	5.2	地域社会の法的あるいは慣習的な財産・資源などの利用権が尊重されていること。
	5.3	管理計画の実行に当たり、雇用者、委託者や林業従事者に対して生物多様性や労働安全などに関して適切な訓練と指導を行っていること。
	5.4	従業員に対する社会保障、必要な訓練の実施、健康と安全の確保を図られていること。
基準 6 社会・経済的便益の維持及び増進	6.1	市民に自然に触れ合う機会/場所の提供に努めていること。 森林を地元でできるだけ公開し、便益の提供をすること。
	6.2	入山者に対する環境教育、安全などへの指導および対策が整備されていること。
	6.3	森林レクリエーションや景観の維持に配慮した森林管理が必要な森林においては、適切な対応がとられていること。
	6.4	文化的・歴史的に重要な遺跡や資源・社会的に価値の高い森林が保護されていること。
	6.5	「緑の循環システム」の趣旨が遵守されるよう、認証森林より産出された認証林産物を、消費者に対し適正に提供するために、認証林産物が、明確に区別されるよう努めること。
	6.6	対象森林の管理・整備が地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源としてプラスとなるよう努めていること。
基準 7 モニタリングと情報公開	7.1	管理計画の実行状況としての影響を評価するためのモニタリングを、適宜実施すること。 モニタリングの結果は、管理計画の実行及び改訂に反映され、必要に応じて見直しが行われること。
	7.2	地方自治体などが全体の多様性を推測する指標生物群のモニタリングを行っている場合、その調査に対する協力体制が整っていること。
	7.3	対象森林に関する各種情報の記録を極力残すこと。施業を行った場合は、作業種別、年度別、所在場所別に施業記録が残されていること。
	7.4	管理計画、モニタリングについては、公正・公開を原則とすること。

『緑の循環』認証会議（SGEC） 分別・表示管理システム
認定事業体認定基準

- ・分別できる、土場・倉庫等があること。
- ・分別できる、製造工程となっていること。
- ・分別状況が表示され、第三者が識別できること。
- ・分別表示管理の状況が書類上でも確認できること。
- ・需用者・消費者からの要請に対して、分別表示の履歴の内容を書類等で明示できること。
- ・「林産物管理責任者」等を置くことにより、自主的に適宜内部検査ができること。